



第145号

平成27年8月24日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 浅見達雄

編集人 広報部長 福岡敏郎

印刷 (株) 税経



矢切の渡し

税界放談

平成27年の相続から、基礎控除の減額、税率の変更に伴い、増税になった。私の顧客で、平成26年12月30日に亡くなった方がいる一方、平成27年1月8日に亡くなった方がいる。1週間の違いで、相続税額に大きな差が出てしまった。

所得税等は、自己の判断で課税年度を調整することも可能だが、相続となるとそうはいかない。死期が、26年中に訪れるか、27年となるかは、あくまで、天の配剤に委ねる他はなく、僅かの日数の差で、より多額の相続税を課された納税者の嘆きが、聞こえては来ないのであるか。せめて基礎控除等の縮小を段階的に出来なかったものか？財政逼迫のおり、増税を諮る政府の意向も理解できないではないが、納税者の税金負担に、配慮が有っても良かったのではないか？

個人に係る増税を財務省は諮っているが、資産家の租税回避のための国外への出国も増えているとか。

目先の増税が果たしてトータルで増収になるものか？

安法制の問題も、看過できない。集団的自衛権の行使は、増税に繋がることになると思われる。

(J・K)

東京税理士会日本橋支部

平成26年度 定期総会開催される



於
ロイヤルパークホテル
平成27年6月17日

日本橋支部定期総会が平成27年6月17日（水）午後3時30分からロイヤルパークホテル春海の間で開催された。

開会に先立ち総務部長から平成26年度中に逝去された支部会員の方々に哀悼の意を表したい旨の発言があり、物故者に対して黙祷をささげた。

定期総会は総務部長の司会で始まり、総会の成立要件は支部規則第22条第1項により「支部総会は招集通知発送日現在の税理士会員数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。」との説明があり、招集日現在の議決権数は919名であり本日の出席会員数は533名（委任状出席を含む）で本総会は開催要件を満たしているとの報告

があった。

議事に先立ち、坂下副支部長が開会の辞を述べた。次いで浅見支部長が挨拶を述べた後、会務報告を行った。

平成26年度の会務運営への協力に対し謝辞があった。

今年度は次の2点の会務報告をする。

① 支部規則の改正。

東京税理士会の総会で、税理士法改正に伴う東京会の会則の変更が承認されました。支部標準規則が改正されたことに伴い、支部規則の変更が必要となり、本日の総会に提案させていただいております。税理士法の改正では、租税教

目

- ・平成26年度定期総会 2
- ・支部長挨拶 浅見達雄 4
- ・日本橋税務署長着任挨拶 大久保勇 5
- ・日本橋税務署新旧幹部職員名簿 6
- ・新役員の挨拶 7
- ・日本橋支部平成27年度役員及び組織図 18

次

- ・研究小論文「『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』における二世帯住宅の取扱い」 引地栄二 19
- ・随筆 高橋龍美 22
- ・各部だより 23
- ・支部会員異動のお知らせ 30

育への取組み、補助税理士制度の見直し、懲戒処分の適性化など多くの改正がなされました。中でも懲戒処分については、業務停止期間が最長2年と従来の倍となりました。この懲戒処分に該当する者が年々増加しており、残念ながら今年の1月には当支部の会員2名が処分されました。処分の理由は名義貸しであります。名義貸しは非常に判断が難しいといわれており、東京会では5月の会報で説明書を配布しております。十分ご注意くださいと思います。

② 支部活動。

この1年間の支部活動でございますが、総会でご承認いただいた事業活動に基づき淡々と進めてまいりました。会員の皆様にご協力をいただき、役員一同その責任を全うさせていただいているところでございます。昨年12月に役員改選がございました。退任される役員の皆様には、この場をお借りして御礼申し上げます。選挙結果については後ほどお話があると思いますが、引続き支部長を担わせていただくことになりましたので宜しくお願い申し上げます。今後も会員の皆様方のご協力をお願いいたしまして開会のご挨拶とさせていただきます。

支部規則第23条により議長を、本田純二会員を選出し、同26条に基づき議長より議事録署名人には小畑孝雄会員、佐野典子会員が指名され議事に入った。

第1号議案 平成26年度事業報告承認の件

各部長、各委員長より報告がなされた。

第2号議案 平成26年度決算報告承認の件

石川経理部長より詳細な報告がされ、その後三ヶ尻忠敬監事より監査報告がなされた後質疑に入った。

その後、第1号議案、第2号議案の承認を求めたところ、それぞれ原案どおり賛成多数で承認された。

第3号議案 日本橋支部規則の一部改正承認の件

高橋組織部長より詳細な報告がされた。その後議長より改正内容は東京税理士会組織部の承認を得ています。支部規則第22条3項により変更には出席者の3分の2以上多数によらなければならないこととされている旨の説明がなされた後質疑に入った。その後、第3号議案の承認を求めたところ、原案どおり出席者数の3分の2以上の賛成

多数で承認された。

第4号議案 平成27年度事業計画承認の件

各部長、各委員長より報告がなされた。

第5号議案 平成27年度予算承認の件

石川経理部長より詳細な説明がなされた後質疑に入った。

その後、第4号議案、第5号議案の承認を求めたところ、それぞれ原案どおり賛成多数で承認された。

第6号議案 相談役委嘱の件

大澤総務部長より、前東京税理士会理事 福本光男会員を支部相談役に委嘱したいとの提案がなされた。その後、第6号議案の承認を求めたところ、原案どおり賛成多数で承認された。

報告事項

会員表彰など

中島美和東京税理士会日本橋支部役員選挙管理委員会委員長から平成27年度支部役員選挙の経過並びに当選結果が報告された。

引続き表彰規程第2条第1項3号該当者(税理士業務に25年以上従事し65歳以上)12名のうち総会出席者6名の方に中村一三東京税理士会副会長より賞状と記念品が贈呈された。

引続き表彰規程第2条第1項4号該当者(役員歴10年以上、満60歳以上)該当者なし、日税連表彰規程第3条第1項第5号該当者(税理士業務に30年以上従事し65歳以上)17名、叙勲受章者披露2名、支部互助規則に基づく長寿祝金受贈者9名、さらに新入会員のうち、総会出席者2名の披露がなされた。

その後、来賓である日本橋税務署長 小棹ふみ子氏、中央都税事務所長 井上 正氏、中央区長 矢田美英氏の代理で総務部長の島田勝敏氏、東京税理士会副会長中村一三氏から祝辞をいただいた。

若狭副支部長の閉会の辞で、平成26年度の支部総会は成功裡に終了した。

なお、各議案の詳細はすでに送付してある議案書を参照してください。



支部長就任2期目ご挨拶

支部長 ^{あさ み たつ お} 浅見達雄

残暑お見舞い申し上げます。

年々気温は高くなり、今年も体温を超える40度に迫る日々が続くなど健康管理が大変な状況ですが、会員の皆様におかれましては、ご健勝にてご事業に精励されていることと存じます。

私が小学生のころは33度になると高温対策をいろいろ考えましたが、今は33度は普通の気温となってしまった感じがします。まだまだ暑い日が続くと思います、体調の管理にご留意ください。

さて、平成26年度の日本橋支部定期総会は平成27年6月17日箱崎ロイヤルパークホテルに於いて、開催されました。

支部会員の皆様のご協力を頂き平成26年度の事業報告、決算報告等、並びに平成27年度の事業計画、予算案等につき原案どおりに承認、可決を頂きまして無事に2期目が始動し始めました。

これも会員の皆様のご協力の賜物と感謝申し上げます。

昨年12月の選挙で役員候補者は決定していましたが総会において承認を頂き、新たな気持ちでスタートしました。

副支部長は今回から選挙で選出される様に支部規則を昨年の総会で変更しましたので副支部長4名は立候補していただき留任していただきました。

その変更により幹事が40名となりました。各部の部長は大澤昭人総務部長（留任）、高橋美津子研修部長（新任）、福岡敏郎広報部長（留任）、森一郎厚生部長（新任）、梅田文江組織部長（新任）、安田信彦経理部長（新任）、佐藤宗石綱紀監察部長（新任）、須佐政秀税務支援対策部長（新任）で任命させていただきました。また東京税理士会の理事は花山三郎、中沢勇、滝口利子、井上眞一（以上4名留任）青木久直（新任）の5名となります。

支部幹事会は支部長、副支部長4名、幹事40名、東京税理士会理事5名の合計50名の構成員で支部運営に携わります。運営内容に疑義を感じられましたらぜひともご指摘いただきたくお願い申し上げます。ご指摘いただきました内容に基づき改

善に努力していきたいと思います。

支部の運営方針は変わることなく、研修、広報、厚生、税務支援に力を注いで進めたいと考えています。

研修事業は36時間の受講義務を達成するために昼間のみでなく、支部事務局での夜間研修を実施するなどの方策を検討していきます。

特に10月から、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が実施されます。我々の事務所は個人番号を収集・管理を行うことになると思いますので、その取扱いに対する注意すべき事項の検討、顧問先が同番号を適正に取り扱えるよう指導出来るよう研修会を実施します。

広報事業は会報の発行回数を3回にしましたので、研究論文を中心に充実した内容の会報をお届けできるように努力してまいります。

厚生事業は6のサークル活動です。今年度はゴルフ部が300回目の開催になりますので10月23日に記念の大会として開催します。歌舞音曲部は30周年の記念開催となります。多くの会員の参加を希望します。

税務支援対策事業は「納税者に喜んでいただける相談担当者に」を目標に毎年開催している相談事業の拡充をしていきたいと考えます。

特に9月に日本橋税務署は大手町の旧国税局の庁舎に約2年間移転します。また本年から改正された相続税に伴う納税者の増加、これらにより相談者が増加するものと思います。それらの対応の為に支部事務局で実施（事前予約制）している毎月の相談会を必要に応じて拡充してまいります。

日本橋税務署は人事異動により大久保勇署長、高橋克一郎副署長、山野広樹副署長が新任でご着任され、大橋輝久副署長は留任されましたが、野田真一郎総務課長、十日市敦子総務課長補佐も新任となり幹部職員皆様の陣容がかわりました。新体制になられましても支部活動に変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げます。



着任のご挨拶

日本橋税務署長 おおくぼ いさむ
大久保 勇

残暑の候、東京税理士会日本橋支部の皆様には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で、東京国税局課税第一部国税訟務官室長から転任してまいりました大久保でございます。

小棹前署長同様、よろしく願い申し上げます。

「いつの世も 道の起点は 日本橋」と云われるとおり、日本橋は全国に伸びる主要国道の起点であり江戸の昔から商人の町として栄え、現在は東京証券取引所をはじめ多くの老舗企業が立ち並ぶ日本経済の中心地であります。こうした歴史と伝統が色濃く息づく活気あふれる「日本橋」の地において税務行政に携わることが出来ますことは、誠に光栄であり、また、その職責の重さに身が引き締まる思いであります。

東京税理士会日本橋支部の皆様には、常日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年度も、「税を考える週間」における各種行事をはじめ、確定申告期における無料申告相談の実施や確定申告電話相談センターへの相談員派遣、更には、租税教室への講師派遣など、多岐にわたる積極的な御支援、御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化、ICT化の進展、平成28年1月の社会保障・税番号制度導入など、著しく変化しております。このような状況の中で、私どもは、申告納税制度を支える二本の柱、すなわち、「適正・公平な税務行政の推進」と、「納税環境の整備」を図り、「国民の信頼に応える税務行政」を着実に推進していくことが重要であると考えております。

また、私どもに与えられた「適正・公平な課税と徴収の実現」という使命を果たすためにも、限られた人的・物的資源を最大限に活用し、税務行政への理解と信頼を得ていけるよう取り組んでま

いりますので、引き続きお力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

特に、平成28年1月から導入される社会保障・税番号制度は、行政の効率性・透明性を高め、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現をすることを目的としています。国税庁が法人番号の付番機関になるとともに、個人番号及び法人番号の利活用機関となることから、現在、円滑な実施に向けシステム整備を的確に進めております。

日本橋支部におかれましては、すでに電子申告推進委員の設置、研修会の開催及び日本橋税務懇話会の一員としてe-Tax・eLTAX利用推進宣言をしていただくなど、e-Taxの利用拡大に向けて多大な御支援、御協力をいただいていると伺っております。納税者皆様の利便性の向上、行政運営の効率化及びコスト削減を図るためにも、e-Taxの普及・定着とともに、社会保障・税番号制度の周知等につきましても、御理解とお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

また、書面添付制度につきましても、引き続き、記載内容の充実及び書面添付割合の向上に向けた更なる取組みをお願い申し上げます。

なお、日本橋税務署は、庁舎の耐震改修工事のため、仮庁舎（大手町合同庁舎3号館）に移転し、9月24日（木）から執務を開始します。日本橋支部の皆様には何かとご不便をお掛けすることになりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と会員の皆様の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

日本橋署新旧幹部職員名簿

平成27年7月10日現在

官 職	新 任 者		前 任 者	
	氏 名	前 任 部 署	氏 名	異 動 先 部 署
署 長	大久保 勇	局・課一・訟務官室・室長	小棹ふみ子	退職
副署長(総)	高橋克一郎	仙台局・調査部・査察4・統括査官	大関 吉則	庁・官房総務課・監評官室・監評官
副署長(法内)	大橋 輝久	留任	大久保昇一	局・調一・特官(D-3)・特調官
副署長(徴法調)	山野 広樹	省・大臣官房会計課・補佐		
指法特官(総括)	土屋 隆	留任		
指 法 特 官			峯元 順	品川・特官開発・指定特調官
指 法 特 官	木村 和弥	京橋・特官法人・指定特調官	三浦 国彦	退職
指 法 特 官	菊池 文敏	留任		
指 源 特 官	敦賀屋洋一	留任		
総務課長	野田真一郎	保土ヶ谷・総務・課長	馬場 靖夫	税大和光・専門教育部・教授
管運1統括	奥 祐子	留任		
管運連調	杉本 年男	八王子・個人1・記帳推官	福元 久子	武蔵野・管運3・統括徴官
管運2統括	竹迫 秀敏	松戸・管運・連絡調官	三島 清裕	木更津・管運2・統括徴官
管運3統括	五嶋 裕己	留任		
管運4統括	西牧 昭良	留任		
徴収特官	茂呂 卓	留任		
徴収統括	船木 輝雄	立川・税務広報官・税広官	荒井 英明	芝・特官徴収・特徴官
個1統括	小川 幸一	麹町・税務広報官・税広官	田中 智久	横浜中・納支援調官
個2統括	増田 健一	留任		
個3料統括	高橋 正樹	渋谷・特官開発・連絡調官	龍 典子	麻布・法人8・統括調官
資産統括	坂井 雅貴	留任		
法人特官	工藤 栄悦	江戸川北・特官法人・特調官	川淵 智代	退職
法人特官	今井 員徳	留任		
法人特官	善 憲之	留任		
法人特官	山信田 裕	中野・法人1・統括調官	後藤 和義	荒川・法人特官・指定特調官
法人特官	地村 和久	局・調二・調査2・総括主査		
法人特官	堀 善大	渋谷・審専官法・審理専官		
源泉特官	宮崎 義勝	芝・特官法人・特調官	今西 幸司	退職
特官連調官	生田 茂子	八王子・法人3・上席調官	青田 行雄	日本橋・法人6・統括調官
法1統括	伏見 直記	千葉東・法人1・統括調官	金澤 典幸	神田・法人特官・特調官
法連調官	河端 宗治	留任		
法2統括	村田由美子	局・課二・調1諸税・主査	川名 和宏	退職
法3統括	黒澤 聡明	留任		
法4統括	高橋 聡司	鶴見・法人2・統括調官	寺田 裕	市川・法人1・統括調官
法5統括	大森 榮	西新井・法人3・統括調官	畠山 秀一	退職
法6統括	青田 行雄	日本橋・特官法人・連絡調官	山吹 友則	局・課二・法人・連絡調官
法7統括	川端 秀樹	留任		
法8統括	鈴木 祐二	留任		
法9統括	八巻 秀樹	留任		
法10統括	和田 充	留任		
国専官法	三小田保之	留任		
国専官源	林 郁雄	渋谷・国専官源・国税専官	吉田 浩祥	麹町・国専官源・国税専官
審専官法	永田 三雄	甲府・税務広報官・税広官	望月 一	板橋・審専官法・審理専官
審専官源	野村 景子	留任		
課長補佐	十日市敦子	江東東・管運2・上席徴官	新田美穂子	局課一・統括実官・主査
総務係長	臼杵 丈	相模原・総務・会計長	高橋 幸司	平塚・個人・上席調官
会計係長	川村 昭彦	渋谷・総務・庁舎管長	河野 敏樹	立川・特官総合・調官

新 役 員 の 紹 介



副支部長
(厚生・綱紀監察担当)

さかした しんいちろう
坂下真一郎

私、坂下真一郎は今期から副支部長は立候補制により当選し、支部長補佐役として副支部長を務めさせていただくこととなりました。私は直近の1期におきまして、東京会委員として理事の時と同じ調査研究部に席を置かせていただきました。その中で、7年に1度開催される第41回日税連公開研究討論会の実行委員を務めてまいりました。同時に、東京税理士会の税制改正要望の意見書作成にも携わってまいりました。支部では浅見支部長の第1期の副支部長を務めさせていただきました。就任当初は支部長に叱咤されながら、これという実績を残せないまま、あっという間に2年が過ぎてしまいました。

今期はじっくりと腰を据え、少しでもお役に立てるように、幹事の皆様と協力し、浅見支部長や他の副支部長からご教授を賜りながら、支部活動の円滑な運営に努めてまいる所存でございます。支部会員の先生方のご支援のほど、宜しくお願い申し上げます。



副支部長
(総務部・経理部・
情報システム委員会担当)

ささき のりし
佐々木則司

この度の支部役員改選で副支部長に立候補するように(?)促され、2期目の副支部長を引き受けさせて頂くこととなりました。担当は総務部と経理部、情報システム委員会です。

副支部長4名のなかで一番の若輩者ですので、浅見支部長を補佐するなんておこがましいのですが、フットワーク良く支部活動に真摯に取り組んでいきたいと思っております。

会員の皆様も支部行事等に積極的に参加していただき、支部活動を盛り上げていただければと思

います。この2年間会員の皆様、支部役員の方々よりよろしくお願い申し上げます。



副支部長
(広報・組織・法対策委員会)

きのした じゅんいち
木下純一

この度副支部長選挙に当選し、就任した木下純一です。もう4期目になります。

支部長、浅見達雄氏を支えて、日本橋支部の運営に尽力していく所存です。

今期は、広報部、組織部の担当になりました。広報部に関しては、広報部長と共に、会員の方々に興味をもって読まれる紙面の編集に心がけ、また、多くの会員に原稿を投稿して頂くようお願いする次第です。

組織部は、地味な活動の部、ですが、支部運営に必要な組織です。支部運営が円滑に進むような、規則の改廃に尽力していきます。

任期の2年間、宜しくお願いします。

今後は、後進に任せたいと思い、65歳の終末を元気に努めていきます。



副支部長
(研修・税務支援対策・
租税教育推進委員会)

わか さま しげお
若狭茂雄

浅見支部長の2期目においても副支部長という大任を引き受けさせていただきました若狭です。副支部長として研修部、税務支援対策部、租税教育推進委員会を担当することとなります。この度租税教育推進委員長については結城昌史会員にお願いすることとなり、これまで以上の租税教育の充実を期待しつつ、支部のために頑張りたいと存じます。

今年10月は共通番号制稼働、翌年1月からの利用開始を控えるマイナンバー対応は頭を抱えるところでもあります。様々な諸問題を支部会員の皆様と共に悩み、共に研究し合いながら、支部長

を補佐していく所存でございます。支部会員の先生方より一層のご協力とご支援をお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

また10月17日(土)に第5回同好会のつどい(カラオケ部30周年記念発表会)が開催されます。支部行事ですので、こちらも多くの会員のご協力とご支援よろしくお願い致します。



(総務部長)

おお さわ あき ひと
大 澤 昭 人

この度、役員改選により、引続き総務部長を務めさせていただくことになりました。

野球部監督の重責から解放されましたので、より一層の日本橋支部の円滑な運営に努めて参ります。そのためには、何より皆様のご協力が不可欠ですので、宜しくお願い致します。



(総務部)

しぶ や みつ お
澁 谷 三 男

このたびの支部役員改選で、引き続き幹事として総務部に所属することになりました。

微力ながら、支部運営に少しでもお役にたてればと存じます。

会員の皆様方のご協力を、よろしく願い申し上げます。



(総務部)

わた なべ ひで き
渡 辺 英 樹

この度総務部の一人として幹事をお引き受けすることになりました。

これまで厚生部の幹事を2期勤めた経験を活かし、日頃からお世話になっている部長の大澤先生をお支えし支部運営が円滑に進む様に励んでまいりたいと思います。

『気は長く心は丸く腹を立てず口を慎めば命長

かれ』(氣心腹口命)と言いますが、新たな二年間を『氣心腹酒命』と心身を引き締めて頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。



(総務部)

の もと とく じ
野 本 徳 治

この度の役員改選により、引き続き総務担当幹事を仰せつかりました。どうぞ宜しくお願い申し上げます。支部運営のお役にたてるよう、精一杯務めさせていただきたいと思っておりますので、皆様方のご協力の程お願い申し上げます。

ところで私ごとになりますが、年々体型が恥ずかしくなってきましたので、今年は趣味(ウォーキング、ドライブを兼ねた旅行)の分野を復活させ、体を動かしていこうと思っております。沖縄での単身赴任時には、島々を巡って美しい自然に浸ることができました。現在は駅のポスターを見ながら、旅先でいい写真を撮ることを夢見ています。



(総務部)

かわ ぐち ま り
川 口 真 理

このたび、新役員に就任いたしました川口真理と申します。他の役員の方々と比べると若輩者ですが、仕事の合間を見て、研修や同好会の支部活動に積極的に参加しています。

研修では、年間36時間必要な認定研修の受講を、去年は達成することができました。今年も引き続き達成出来るように、研修に参加しています。

同好会では、ゴルフ部であるTNGへの参加、カラオケ部の月例会の参加、野球部の応援には出来るだけ参加しています。特に今年は10月17日にカラオケ部の発表会(30周年記念行事)が控えていますので、失敗ないように練習中です。

更に、これからは役員としての活動も加わりませんが、微力ながら日本橋支部のお役に立てるよう頑張っていく所存です。



(研修部長)

たかはし みつこ
高橋美津子

この度浅見支部長から研修部の担当を仰せつかりました。既に研修部8人は2016年前半の研修も計画を終えております。日本橋支部のハイグレードな会員の皆様のご要望にこたえられますように研修部一体となって活動を進めていくつもりであります。

研修については税理士法第39条の2において所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受けるように規程がされています。平成26年の税理士法改正では義務化にはなりませんでしたが平成30年度を受講時間から受講履歴の情報公開をすることになっています。

このような状況の中で税理士会の研修は知識の習得という観点だけではなく個々の税理士の資質について研修受講時間をもって対外的に保証する手段となってきています。

私たち研修部は、日本橋支部の会員の皆様の業務に役立つとともに制度維持を目指し結果として「受講時間達成も楽にできてしまった。」というような研修を企画することが大切だと考え、そのために一丸となって取り組んでいきたいと思っております。



(研修部)

ひき ち えい じ
引地栄二

皆さん、こんにちは。この度、日本橋支部の幹事の重任を拝しました引地栄二と申します。所属は研修部となりました。

平成14年9月より日本橋支部に移転してきて早くも13年が経過しました。私は野球部にも所属しており、今年から監督をさせて頂いております。

研修部ではあらゆる会員の皆様方のニーズに合うよう様々なジャンルの研修を提供していく所存でございますので、宜しくお願い致します。

支部の研修会を無料で受講できるのは、会員の

皆様から会費を頂いているからであります。したがって、研修受講は義務ではなく、会員の皆様の権利であります。

多くの方の研修会場へのご来場を心よりお待ちしております。



(研修部)

はま かわ ひさ こ
濱川久子

このたび日本橋支部の幹事及び情報システム委員長に就任いたしました濱川久子です。研修部に所属させていただきます。

日本橋支部に所属して14年になりますが、この間に電子申告がスタートし、研修資料等も紙からデータへと移りつつあり、研修もオンデマンド化など税理士を取巻く環境が激変しています。情報システム委員会としては、この情報化社会に必要な知識、スキル取得に役立つような情報の発信に努め、また研修を企画し会員の皆様のお役に立てるよう精一杯務めさせていただきますので宜しくお願いいたします。



(研修部)

とく やま かず み
徳山和美

この度、初めて日本橋支部の幹事に就任致しました徳山和美と申します。研修部に所属となりました。

幅広い分野の研修テーマを企画出来ればと思いますので、支部会員の皆様からのリクエストをお待ちしております。

支部運営に少しでも、お役に立てるよう精一杯務めさせていただきますので、どうぞ、宜しくお願い申し上げます。



(研修部)

お ばら まさ ひろ
小 原 正 寛

日本橋支部の皆様、こんにちは。このたび日本橋支部の幹事を拝命し研修部に所属することになりました小原正寛と申します。研修部員といたしまして皆様に喜んでいただけるような研修をご提供できればと考えております。幹事として2期目とはいえ、不慣れな部分も多いですが積極的に活動してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。



(研修部)

たけ だ つよし
武 田 剛

私の事務所では、英文会計の知識や海外とのネットワークを生かして、外資系の会社に対するアウトソーシングと税務を中心にサービスを行っています。

今まで会務に携わってこなかったため知らないことばかりですが、少しでもお役に立てればと思っています。



(研修部)

たけ だ おさむ
竹 田 修

この度初めて支部役員に就任させていただき、研修部を担当させていただくことになりました。

税理士登録後3年の間に東京会、支部の充実した研修を受講させていただき、大変勉強になりました。

今後は支部会員の皆様のご希望の研修テーマに応える研修を提供できるよう微力ながら務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。



(研修部)

こ ばやし ゆき お
小 林 幸 夫

この度、初めて支部役員に就任させていただき、研修部担当となりました。

高橋部長の下、微力ながら、少しでもお役に立てよう誠心努力することを誓います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。



(広報部長)

ふく おか とし ろう
福 岡 敏 郎

この度、役員改選により引き続き広報部長を務めさせて頂くこととなりました。

私には過ぎた役と存じますが、あと2年間精一杯務める所存です。

言い訳になってしまいますが、そろそろ65歳を目前にして、年による能率の極端な低下に悩まされております。本業とのバランスもうまく取る事が出来ず、各方面に多大なご迷惑をお掛け致しております。これからは、仕事を少しずつ減らしながら、より、質の高い、親しみやすい広報誌を目指して、努力して参りたいと存じます。

各会員の皆様におかれましても、原稿等のお願いをさせていただきます折には、快くお引き受け頂きますよう、お願い申し上げます。



(広報部)

さ の のり こ
佐 野 典 子

広報部副部長の佐野です。早いもので、広報部に所属して3年目になります。支部会員の先生方に、「年男年女」「随筆」をはじめとして原稿を依頼し快く引き受けてくださり、いつもありがとうございます。執筆が得意な方もそうでない方も、フリースタイルで結構ですので、寄稿をお待ちしております。

まだまだ暑い日が続きます。江戸情緒を残す深川・浅草・日本橋エリアを、古地図片手に散策したいところですが、熱中症になってしまったりはたいへんです。そこで、鳥羽亮をはじめとする時代小説を読んで、気分爽快になったり、はたまたいつも歩く箱崎や深川佐賀町の道を江戸っ子が歩く風情に思いをはせながら読書三昧の日々を送っております。



(広報部)

ゆう き まさ し
結 城 昌 史

今期は、広報誌「にほんばし」での紙面を通じてお会いすることになりました。昨期までは、研修員、税務支援対策を担当いたしました。支部会員の皆様とは、研修会場や無料相談会場でお会いいたしました。

広報誌を発行するには、記事や寄稿論文の依頼、支部行事の取材、校正、印刷。そして、発送となります。なにより、皆様からの記事がメインとなりますので、何卒、ご協力の程、宜しく願いいたします。

また、租税教育委員長も兼任いたしております。租税教育は、税理士会において重点施策の一つとして租税教育の推進を行っています。租税教育の講師には登録が必要となります。まずは、東京会の「講師養成研修」を受講いただき、講師の登録をお願いいたします。



(広報部)

すず き かん
鈴 木 寛

この度、東京税理士会日本橋支部の幹事を拝命いたしました、AGS税理士法人の鈴木寛と申します。私どもAGS税理士法人は統括代表社員であります軒澤力及び廣渡嘉秀を中心と致しましたスタッフ総数230名の組織であり、日本橋支部に52人の登録をさせて頂いております。

この度幹事を拝命させて頂いたにも関わらず、早々の弊社都合のご報告となってしまい大変

恐縮ではございますが、先般幹事会でもご報告させて頂いたとおり、弊社AGS税理士法人は9月中旬をもちまして日本橋支部から麴町支部へと異動させて頂くこととなりました。日本橋支部の関係各位の皆様方には突然のことで大変ご迷惑をおかけいたします。現在の当社が相当手狭になってきたことは事実ではございますが、諸般の事情により予定よりかなり前倒しでの本社の移転が行われることとなってしまいました。

日本橋支部は離れることとなってしまいましたが、狭い業界ではございますので、引き続きのご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

末筆ではございますが 皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。



(広報部)

いわ かわ ゆ み こ
岩 川 由 美 子

このたび、引き続きまして広報部を担当させて頂くこととなりました岩川でございます。皆様には原稿依頼を快く引き受けて頂きましたこと、大変感謝しております。

今後も、まことに微力でございますが、先輩各位ならびに皆様のご助言、ご協力をあおぎ、邁進してゆく決意でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

会報を通じて会員の皆様に情報伝達、情報交換のお手伝い、また、日々のあわただしい業務の中でホッと一息つけるような、広報誌を作成できたらと思っています。

税制改正等は勿論のこと、日頃感じたことや趣味について等々どんどん掲載できればと思っておりますので、是非ご紹介ください。

皆様のご協力、ご支援をよろしくお願い致します。



(広報部)

ます ぶち しゅん すけ
増 淵 俊 介

この度、日本橋支部幹事に再任され、広報部所属となりました税理士法人平成会計社の増淵でございます。

弊社は代表社員の須貝と高山を中心としまして、平成元年開業し現在に至っております。総勢200名の組織であり、日本橋支部の会員として現在56名が登録をさせていただいております。

福岡広報部長のもと、微力ではございますが、会員の皆様に少しでも有益な情報を盛り込んだ支部会報をご提供できるよう努めてまいりたいと思っております。

若輩者ではございますが、会員の皆様の温かいご指導とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。



(広報部)

ます だ かず ひろ
増 田 和 弘

新年度より再び幹事として委嘱を受けることとなりました。今回、引き続き広報部に籍を置くとともに、租税教育推進委員会、法対策委員会としても活動していきます。広報部に関しては、東京税理士会の広報部委員をこちらにも引き続き拝命させて頂いたことから、少ないながらも経験を活かして、対外的なPR活動と会員に対する広報活動をより良いものにしていくお手伝いが出来ればと思っております。

皆様にはぜひとも執筆関係でお世話になる事もあると思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



(広報部)

たか はし たつ み
高 橋 龍 美

この度、新しく広報部担当の幹事を務めさせていただくことになりました。

会報「にほんばし」は、会員の皆様相互の親睦と支部活動へのご参加、ご理解をいただく大切な場だと思っております。

私自身も会報の発行に携わっていく中で、皆様とのコミュニケーションを図っていくよう精一杯努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。



(厚生部長)

もり いち ろう
森 一 郎

この度厚生部長に就任いたしました森一郎です。これまで2期にわたり厚生部担当の幹事を務めてきましたが、初めての部長という大任を仰せつかり身の引き締まる思いです。

厚生部は野球部、テニス部、歌舞音曲部、囲碁部、ボウリング部、ゴルフ部の活動を支援するのが主な仕事になりますが、多くの会員の皆様が厚生部活動に参加し、日本橋支部の中にお知り合い、友人を作っていただくことが目標です。皆様の参加をお待ちしています。



(厚生部)

もり た こう いち
森 田 幸 一

この度、引続き厚生部担当の幹事を務めさせていただきことになりました。

前2年間、会員の皆様のお役に立てたか忸怩たる思いがありますが、会員相互の親睦が図られるような厚生活動に微力ながら努めさせていただきます。

皆様の厚生活動への参加をお待ちしております。



(厚生部)

やま しな ひろ とし
山 科 裕 紀

また、厚生部に所属することになりました。前厚生部長として支部活動に何も貢献しなかったののでついにくびになりました。言い訳をさせてもらいますと厚生部は結構行事が多く、その準備や運営にかなりの時間を要します。手を抜いているつもりはないのですが、完全にはなかなかできません。歴代の厚生部長はうまくやってたように見えたけど、どこかで手を抜いていたのかなあ。至らない点が多かったと思いますが、2年間ご協力ありがとうございました。



(厚生部)

さくら い かず よし
櫻 井 和 儀

この度の支部役員改選により引き続き幹事として厚生部を担当させていただくことになりました。野球部の活動その他で厚生部の皆様にはお世話になりっぱなしでしたので、少しでもお返しができるよう努力させていただきます。



(厚生部)

え ま まさ よし
江 間 政 芳

この度の役員改選により、広報部から厚生部を担当させていただくことになりました。

今までは厚生部のゴルフやボウリング大会に参加させていただき、懇親を深めることができました。

今後は、森部長のもと、会員の皆様方の親睦を図れるよう努力する所存でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。



(厚生部)

とく だ かず ひろ
徳 田 和 浩

このたび支部幹事に就任いたしました徳田和浩です。

平成25年2月21日に登録して、まだ3年目の若輩者です。厚生部（野球、ゴルフ、囲碁、カラオケ、ボウリング、テニス）は、バラエティに富んだ部ですので、果たして私自身がついて行けるか心配ですが、与えられた仕事を精一杯努めていますので、宜しくお願い申し上げます。



(組織部長)

うめ だ ふみ え
梅 田 文 江

先期は組織部の幹事でしたが、この度の支部役員改選で組織部長を仰せつかりました。

さすがに部長ともなるといささか重荷とは思いましたが、浅見支部長他先輩方のご指導のもと、これまでの幹事としての経験を生かして、支部のお役に立ちたいと考えております。

支部規則・細則の見直しや建議の他、災害時に即応可能な組織網を構築し、中央区発行の「防災スコープ」に基づいた防災意識を周知徹底するなど、微力ながら任務に精一杯努力していきたいと思っております。皆様のご協力・ご指導をお願い申し上げます。



(組織部)

おば た たか お
小 畑 孝 雄

幹事7年目、今期は組織部担当となりました。初心に帰って担当の職責を果たしたいと思っております。どうぞよろしく。



(組織部)

いし ばし とし ひで
石 橋 俊 英

この度、幹事を拝命いたしました石橋俊英と申します。

東京税理士会主催によるAZセミナーへの参加が、凶らずも幹事を拝命するに至る契機となりました。

ところで、来たる東京五輪の開催前後に合わせて、弊事務所周辺一帯は再開発計画が進行していると聞きます。2020年の日本橋は、街の景観は勿論、そこに集う人は多様性に富み、ビジネスも大きな変化を遂げていることは明らかです。日本橋支部は、その変化にどのように対応しているでしょうか。

私自身は、関与先に薦められるまま、敬慕する諸先輩が多数おられる当地に、昨年事務所を移転してまいりました。

文字通り新参者であり微力ではありますが、大きな変化に際してお役に立てれば幸いです。各位におかれましては何卒よろしく願いいたします。



(組織部)

ゆ もと やす ひろ
湯 本 康 弘

この度2期目の幹事で組織部を拝命しました湯本です。拝命と言うより組織部を希望。税理士法改正での規約改正も一旦落着き、一番楽なんじゃないのか?と思ったからなのですが、一度部会を開いてみると、いや、それ程甘くはなさそうという感じでした(笑)。

でも楽なだけじゃなく、組織部であれば支部の組織全体を一度俯瞰できるのではないかという考えもありましたので、支部規約を読み込み、今後の支部活動に活かす2年間にしたいと思っています。



(経理部長)

やす だ のぶ ひこ
安 田 信 彦

支部役員改選により、引き続き幹事をさせて頂くことになりました。今年度は浅見支部長より経理部長とのご指名を頂きました。執行部入は初めてですが、経理部長として精一杯頑張ってお参りますので、宜しくお願い申し上げます。

同時に本会の情報システム委員・マイナンバーPTの委嘱も有り身の引き締まる思いがあります。

マイナンバー制度は私たちの業務に大きな影響を与える制度ですが、その普及は私たち税理士に係っていると言っても過言ではありません。

微力ながら頑張ってお参りますので重ねてお願い申し上げます。



40歳からの挑戦

(経理部)

み か じり ただ ひろ
三 ヶ 尻 忠 敬

この原稿が刷り上がる時には、私は40歳を迎えております。昔は遠く感じた40歳。その年齢に達しようとしております。

私は小さい頃から数字の並びが好きでした。数字が出る「記録」というものが好きでした。30代はいろいろなものに挑戦して記録を残してきました。フルマラソン、トレイルラン、そして昨年は地元江東区の陸上競技大会に出場しました。現在の自分の体力が数字で記録されたのです。記憶より記録(笑)。

支部の役員は数字の「記録」は残りませんが、自分流の「記録」を残して頑張りたいと思います。



(綱紀監察部長)

さ とう そう せき
佐 藤 宗 石

この度の支部役員改選により、引き続き幹事をさせて頂くことになりました。

前期と同じく綱紀監察部を担当いたしますが、今期は綱紀監察部長という大任を仰せつかりました。

微力ではありますが、浅見支部長の下で精一杯努めてまいりたいと考えております。

皆様のご協力をお願い申し上げます。



(綱紀監察部)

なる み ゆう すけ
鳴 海 悠 祐

幹事も3期目となりましたが、引き続き綱紀監察部を担当させていただくことになりました。

幹事になって、新しい人たちと知り合うことができたことに感謝しますとともに、税理士会会員のためにあるような仕事をするために努め、いやしくも、ボランティアであるということにかこつけて個人の欲望をかなえるような行動はしないように心がけていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。



(綱紀監察部)

こ いで すみ え
小 出 純 江

この度の支部役員改選にあたり、再度幹事を務めることになりました。今期は綱紀監察部の一員として活動させていただきます。綱紀監察部が忙しい事態は避けたいものですが、日本橋支部もほぼ千人の大所帯となり、様々な事案が起こることも予想されます。会員の皆様のご協力のもと責務を全うしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。



皆様のご協力を！

(税務支援対策部長)

す さ まさ ひで
須 佐 正 秀

今回の改選で税務支援対策部長を仰せつかりました。

5年前に、救援登板で1年間ほど税務支援対策

部長を務めたことがあります。当時より税務支援対策事業はボリュームアップしており、また支部においても税務支援への従事が義務化され、一層の充実が求められております。そんな中での再登板です。今回は先発登板ですので、もちろん完投勝利を目指して精一杯頑張ります。

2年間ご協力の程宜しくお願い申し上げます。



(税務支援対策部)

つち だ かず お
土 田 一 夫

この度、支部幹事(税務支援対策担当)2期目を仰せつかりました。

日本橋支部にお世話になりましてから足掛け5年目ながら、このような大役を引き受けておりますが、須佐部長のもと、税務支援の重要性を再認識してお役に立てるよう努めて参ります。

皆様方の温かいご指導とご協力の程、お願い申し上げます。

なお、TNG会にも横好きながら張り切って参加いたしております。



(税務支援対策部)

ぬく い のり こ
温 井 徳 子

この度、日本橋支部役員を拝命いたしました温井徳子です。最近改めて税理士法を読み返す機会があり、それによると税理士は、「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」と定められています。この使命を達成するために、私たちはより多くの場面でさらに質の高い職務提供を目指していかねばなりません。

税理士業界を取り巻く昨今の状況は急速に変化しており、その変転に適応することの大切さと厳しさを日々実感しております。今後、日本橋支部の役員として、支部の会員を支えるため、会務活動に微力ながら努めて参りたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



(税務支援対策部)

さわ き きょう のり
澤 城 教 典

この度、税務支援対策担当の支部幹事を務めさせていただきますことになりました。

私ごと、昨年の7月、国税の職場を退職し、8月に税理士登録をして1年足らずの新米税理士です。

皆様には大変ご迷惑をおかけするかと思いますが、諸先輩のお力を借りまして、少しでも皆様のお役に立てるよう務めさせていただきます。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。



(本会理事)

はな やま さぶ ろう
花 山 三 郎

東京税理士会理事3期目になりましたが、引続き税務支援対策部に所属することになりました。

昨年の税理士法改正に続く税理士会会則の改正により、研修の受講とともに税務支援が義務化されましたが、税務支援については全国的には勿論のこと、東京会の中でも地域によって大きな違いがあり、少なくとも日本橋支部で税務支援の義務化が問題となる可能性は低いと思っております。

税務支援は大きく税務援助（小規模事業者等が対象）と税務指導（税務援助以外）に分かれていますが、税務指導の範囲については相続税を中心に難しい問題もあるようです。



(本会理事)

なか ざわ いさむ
中 沢 勇

この度の東京税理士会役員改選にあたり、皆様のご支援により再度本会理事を務めさせていただきますことになりました。所属は引続き研修部です。

ご承知のとおり会則変更により、36時間の研

修受講が義務化されました。研修部ではこれに対応するため、従来の会場参加方式に加え、インターネット配信やDVDを活用したマルチメディア研修の一層の充実を図ることとしています。

又、28年度からになりますが、税理士団体や個人からの受講時間の認定について、日税連として統一した審査基準が作成され、従来の東京会での取扱いを変更する必要があるそうですが、皆様の自主的研修をきちんと受講時間に認定できる制度になってほしいと願っています。

研修事業への積極的な参加をよろしくお願ひ致します。



(本会理事)

たき ぐち とし こ
滝 口 利 子

今回、東京税理士会の理事2期目を務めることとなりました。理事会では、会員にお知らせしたい事項が多く伝達されます。もちろん会報に紹介されますが、常会で支部会員にお知らせする機会があるのでぜひ出席していただければと思っています。本会では調査研究部に所属しています。昨年は、日税連の公開討論会で地方財政の研究委員を担当させていただいた関係で、調研でも地方税担当となっています。地方税制は、新しい体系的な本がなく、申告納税もほとんどないので、なかなか厄介です。しかし、税収の4割は地方税です。先日、骨太の方針が公表されました。地方財政に関する改革案も多く掲載されています。平成29年度税制改正に向けて多くの提案ができるように、精進したいと思います。



(本会理事)

いの うえ しん いち
井 上 真 一

この度の東京税理士会の役員改選で、引き続き本会理事を務めさせていただきますことになりました。担当は業務対策部から中小企業支援対策委員会に変わりました。活動内容が大きく変わるので初心にかえって取組みたいと思います。中小企業支援

対策委員会は平成24年12月に特別委員会として設置され、その後常設機関となった新しい組織で、中小企業支援に資する「認定支援機関向けの研修会実施」「公的産業支援機関、金融機関、関係士業団体との連携」「政策等（特に税制、金融支援）の改善要望、提言等」「財務情報の信頼性を高め、外部からの資金調達における支援」「会計参与制度の普及」などが活動です。今まであまり研修も受けなかった事項も多く不安もありますが、ご指導を受けながら、東京税理士会の状況や事務所の運営や顧問先に有用な情報をお知らせしていきたいと思ひます。



(本会理事)

あお き ひさ なお
青 木 久 直

今回の東京税理士会役員選挙に際し、皆様のご支援により本会理事を務めさせていただくことになりました。本会での所属は調査研究部です。調査研究部では、税制及び税務行政と税理士の業務に関する会計制度についての調査研究を所掌としています。そして、税制及び税務行政の改正に関する意見書を作成し、日本税理士会連合会へ提出する事が業務となります。

日本橋支部では、監事2年、幹事8年の合計10年役員を務めさせていただきました。この10年間役員を務めることが出来たのは、支部の多くの皆様のご協力とご指導によるものと深く感謝申し上げます。そして今回初めて本会理事に就任致しますので、これまでの経験を基に、諸先輩方のご指導を仰ぎ、微力ながら税理士会のお役に立てるよう努力して参りたいと思ひます。



(本会理事)

こ みね こう いち
小 峰 浩 一

この度、引続き監事を務めさせていただくことになりました。

前石川経理部長からは、監事としてご尽力された時に現在の支部監査報告書文案及び監査の際の

現金実査表等を書式として受継ぐことが出来、又直近では支部経理規定の見直しを行っていただき、会計業務関係を完成の域に高めて頂きました。

27年度については従来の監査業務を実施するのでありますが、気持ちを新たに取組む所存であります。新栗原監事には大変心強く思っております。

性格上、総会壇上での監査報告は緊張いたしますが、会員の皆様には監査業務を通して支部運営の一翼を担うべく努力いたす所存であります。

ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願ひ申し上げます。



(本会理事)

くり はら しん べい
栗 原 真 平

このたび、東京税理士会日本橋支部の監事に就任致しました。

監事という大役は、私にとっては初めての経験であり、いろいろと学ぶべきことが多々あると肝に銘じております。

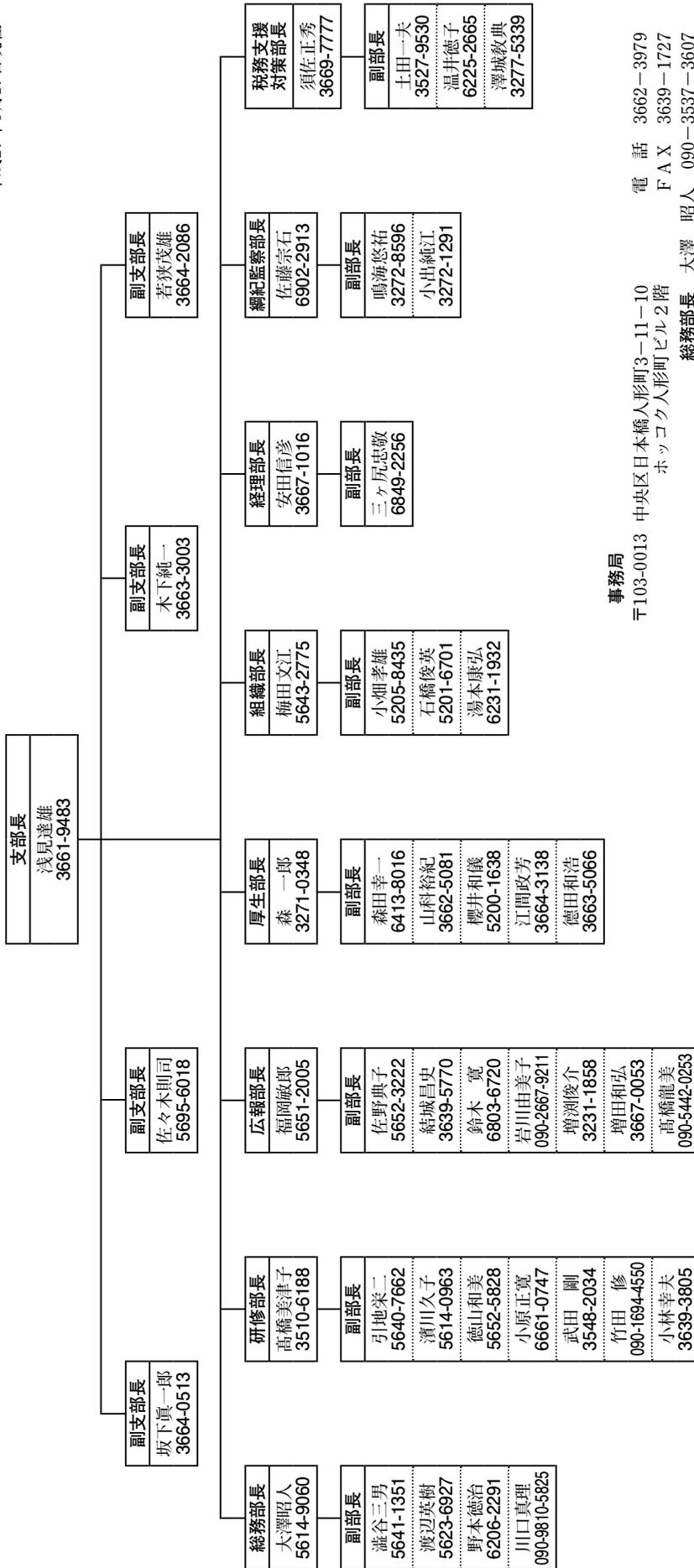
正直、右も左も分からない状態の私にこのような重責が務まるのか不安な気持ちもございましたが、日々の研修会などを通じて、日本橋支部の先生方や近隣支部の先生方と交流させていただいた折、諸先輩方の優しさに多く触れて参りました。

このような諸先輩方にご指導いただきながら、仕事を一緒にさせていただけると思うと、今は不安よりも期待に胸を膨らませております。

監事の小峰先生にもご指導いただき、2年間の任期をしっかりと務めて参りたいと思ひます。皆様今まで同様ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ致します。

平成27年6月17日現在

東京税理士会日本橋支部平成27年度 役員及び組織図



※印は委員長

法対策委員会	情報システム委員会	租税教育推進委員会	顧問	相談役	本会理事	監事	相互扶助委員会	登録調査委員
※木下純一 3663-3003	※濱川久子 5614-0963	※結城昌史 3639-5770	増田昌弘 3667-0053	吉村博一 3864-8055	花山三郎 5642-1631	小峰浩一 5255-3275	坂下真一郎 3664-0513	浅見達雄 3661-9483
佐々木則司 5695-6018	佐々木則司 5695-6018	濱川久子 5614-0963	河原邦文 3669-8500	成田一正 5640-6450	中沢 勇 3662-7701	栗原真平 5614-8700	坂下真一郎 3664-0513	坂下真一郎 3664-0513
若狭茂雄 3664-2086	安田信彦 3667-1016	山口義夫 6423-0410	中島美和 3241-0462	荒木慶幸 3271-5859	滝口利子 3668-8572	木下純一 3663-3003	木下純一 3663-3003	佐々木則司 5695-6018
坂下真一郎 3664-0513	古賀裕明 050-3693-5466	小原正寛 6661-0747	藤山清春 3272-8598	池上悦次 3245-1005	井上真一 3668-8972	若狭茂雄 3664-2086	若狭茂雄 3664-2086	
大澤昭人 5614-9060	小原正寛 6661-0747	小山栄一 3527-9004		岡田 早 3669-2481	青木久直 5652-1934			



『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』における二世帯住宅の取扱い



ひき ち えい じ
引 地 栄 二

相続税法については、平成27年1月1日以後の相続より基礎控除及び税率さらには小規模宅地等の限度面積など大幅な改正が行われたところであるが、その1年前の平成26年1月1日以後の相続より居住用の小規模宅地等について二世帯住宅及び老人ホームの取扱いについて改正が行われていた。

今回はそのうち、小規模宅地等の二世帯住宅の取扱いについて、解説をしていくこととする。

1. 改正の概要

二世帯住宅については、被相続人の居住用の範囲及び被相続人と同居している親族に該当するかどうかの判断が問題となる。以下の通り被相続人の居住用部分について、改正前は構造上区分されているかどうか、要するに内部での行き来が可能か否かで判断していたが、改正後は建物が区分所有登記されているかどうかにより判断することになった。

(1) 被相続人の居住用の範囲

① 平成25年12月31日以前

原則として、共同住宅の場合、被相続人が居住していた構造上区分された独立部分とする。

例外として、被相続人の配偶者及び同居法定相続人がいない場合に限り、被相続人の居住に係る共同住宅の他の独立部分に居住していた者を同居親族として申告したときはその親族の居住部分も含む。

(旧措通69の4-21)

② 平成26年1月1日以後

被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物(区分所有建物である旨の登記がされている建物を除く。)に係るものである場合には、当該一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち当該被相続人の親族(生計一・別を問わない。)の居住の用に供されていた部

分を含む。

(措令40の2④)

(2) 措置法69条の4③ニイの親族(同居親族)の判定

① 平成25年12月31日以前

原則として、共同住宅の場合、被相続人が居住していた構造上区分された独立部分で共に起居していたものをいう。

例外として、被相続人の配偶者及び同居法定相続人がいない場合に限り、被相続人の居住に係る共同住宅の他の独立部分に居住していた者を同居親族として申告したときは、これを認める。

(旧措通69の4-21)

② 平成26年1月1日以後

イ 区分所有建物の登記がされている建物である場合

被相続人の居住の用に供されていた部分に居住していた者

ロ 区分所有建物の登記がされていない建物である場合

被相続人又は被相続人の親族の居住の用に供されていた部分に居住していた者

(措令40の2⑩)

(3) 措置法69条の4③ニロ(別居親族)に規定する被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族(同居法定相続人)の判定

① 平成25年12月31日以前

上記(2)①に準じて取り扱う。

(旧措通69の4-21)

② 平成26年1月1日以後

相続の開始の直前において当該家屋で被相続人と共に起居していたものをいう。この場合において、当該被相続人の居住の用に供されていた家屋については、当該被相続人が一棟の建物でその構造上区分された数個の部分の各独立部分を独立して住居その他の用途に

供することができるものの独立部分の一に居住していたときは、当該独立部分をいう。

(新措通69の4-21)

2. 資産課税課情報の事例検証

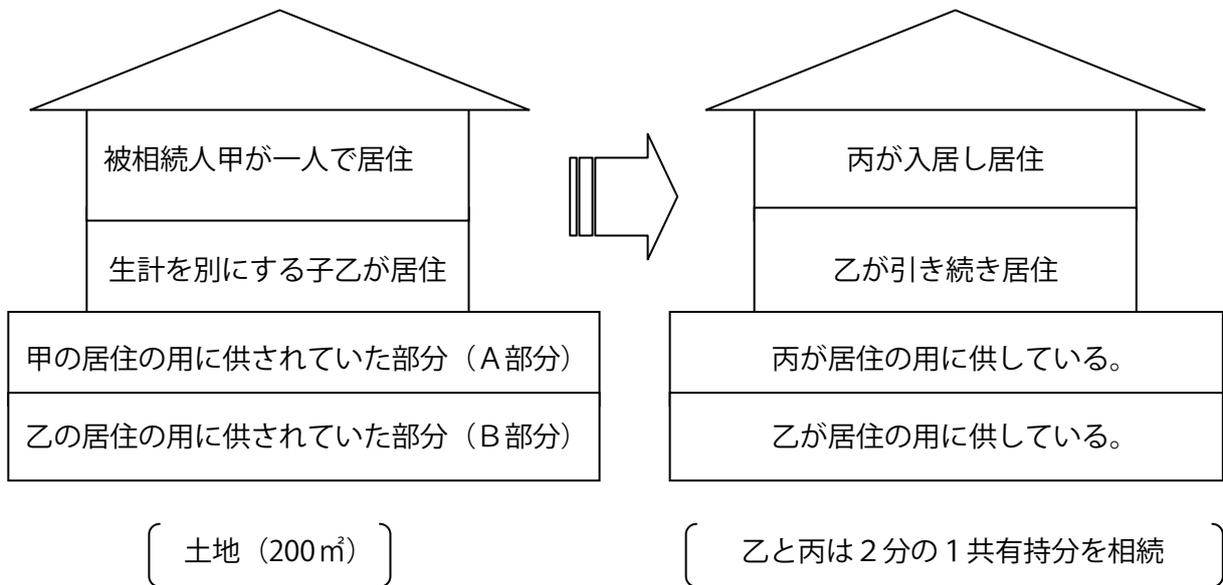
今回の改正の特徴が表れている事例が「資産課税課情報 第1号 平成26年1月15日 国税庁 資産課税課」の事例3なので、その事例について検証していく。

(事例3 区分所有建物の登記がされていない1棟の建物の敷地を措置法69条の4③二口の親族が取得した場合)

問 被相続人甲は、自己の所有する宅地の上に一棟の建物を所有し、甲及び生計を別にする子乙の居住の用に供していた(建物は、区分所有建物である旨の登記がなく、甲単独で所有している)。

相続人である子乙及び子丙は、当該宅地の2分の1の持分を各々相続により取得し、申告期限まで引き続き所有し、かつ、当該宅地を居住の用に供している。

なお、丙は、相続開始前3年以内に、丙又はその配偶者の所有する家屋に居住したことがない。甲の所有していた宅地は、特定居住用宅地等に該当するか。



答

1 被相続人等の居住の用に供されていた宅地等の判定

被相続人甲の居住の用に供されていた一棟の建物の敷地には、甲の居住の用に供されていた部分(以下「A部分」という。)と、生計を別にする親族乙の居住の用に供されていた部分(以下「B部分」という。)がある。

当該一棟の建物は、区分所有建物である旨の登記がされていないことから、生計を別にして乙の居住の用に供されていた部分についても、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等の部分に含まれることとなる(措置法令40条の2④)。

したがって、敷地の全体が、措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の居住の用に供されていた宅地等に該当することとなる。

2 特定居住用宅地等の判定

(1) 乙が相続により取得した部分

乙は、甲の居住の用に供されていた一棟の建物(区分所有建物である旨の登記がされていない

建物)の措置法令第40条の2第10項第2号に規定する「当該被相続人の親族の居住の用に供されていた部分」に居住していた者であって、相続開始から申告期限まで被相続人等の居住の用に供されていた宅地等を有し、かつ、当該建物に居住していることから、措置法第69条の4第3項第2号イの親族に該当する。

したがって、乙が取得したA部分(100㎡)及びB部分(100㎡)の持分の割合(2分の1)に応ずる部分(100㎡)は、特定居住用宅地等に該当する(措置法69条の4③ニイ、措置法令40条の2⑨)。

(2) 丙が相続により取得した部分

措置法第69条の4第3項第2号ロに掲げる親族は、被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者に限るとされている。

丙が取得したA部分(100㎡)の持分の割合(2分の1)に応ずる部分(50㎡)は、被相続人の居住の用に供されていた宅地である。

次に、B部分は、被相続人の生計を別にする親族の居住の用に供されていた宅地であるが、措置法令第40条の2第4項の規定により被相続人等の居住の用に供されていた部分に含まれることから、被相続人の居住の用に供されていた宅地等に該当するものとして取り扱うことができ、丙は、措置法第69条の4第3項第2号ロに掲げる被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者に該当することとなる。

また、被相続人甲の居住の用に供されていた一棟の建物のうち、甲の居住の用に供されていた部分に甲と共に起居していた親族はいない。

以上のことから、丙は、措置法第69条の4第3項第2号ロに規定する他の要件を満たせば、同号ロに規定する親族に該当し、丙が取得したA部分(100㎡)及びB部分(100㎡)の持分の割合(2分の1)に応ずる部分(100㎡)は、特定居住用宅地等に該当することとなる(措置法69条の4③二ロ、措置法令40条の2⑨)。

【参考】

本事例において、相続人である子乙が被相続人甲と生計を一にする親族である場合にも、丙が取得した乙の居住の用に供されていたB部分は、措置法令第40条の2第4項の規定により被相続人等の居住の用に供されていた部分に含まれることから、被相続人の居住の用に供されていた宅地等に該当するものとして取り扱うことができる。

したがって、乙が甲と生計を一にする親族である場合にも、丙が取得した乙の居住の用に供されていたB部分は、上記「(2)丙が相続により取得した部分」と同様に特定居住用宅地等に該当することとなる。

(1) 被相続人の居住用の範囲

「答1」のとおり、区分所有建物である旨の登記がされていないことから、被相続人の親族(生計一・別を問わない。)である乙の居住の用に供されていた部分も被相続人等の居住の用に供されていた宅地等に該当する。もっと具体的にいうと被相続人の居住の用に供されていた宅地等に該当する。

(2) 措置法69条の4③ニイの親族(同居親族)の判定

「答2(1)」のとおり、区分所有建物である旨の登記がされていないことから、被相続人の居住

の用に供されていた建物と同じ建物に居住していた親族である乙は同居親族に該当する。

(3) 措置法69条の4③二ロ(別居親族)に規定する被相続人の配偶者及び被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族(同居法定相続人)の有無の判定

最も難解な「答2(2)」について解説する。

「答2(2)」の1行目から9行目のとおり、別居親族については被相続人の居住用宅地等を取得することが要件(生計一の居住用宅地等を取得しても適用なし。)となっているが、これについては上記(1)で検証済みである。

次に被相続人に配偶者がいるかどうかであるが、「問」の前提が「被相続人甲が一人で居住」となっていることから「配偶者なし」と読み取れる。

そして、被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族（同居法定相続人）がいるかどうかであるが、これが一番のポイントである。「答2(2)」の10行目から11行目には、「甲の居住の用に供されていた部分に甲と共に起居していた親族はいない。」と書いてあるが、これが改正後の措置法通達69の4-21である。すなわち、ここでいう「被相続人の居住の用に供されていた部分」とは、「一棟の建物でその構造上区分された数個の部分の各部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであるときは、当該独立部分をいう」のである。要するに区分所有建物の登記の有無は関係なく、住居部分が独立しているかどうかでみることとなる。したがって、本事例のように区分所有建物の登記がされていなくても、構造上区分された独立部分に被相続人が一人で居住していた場合には、「同居親族なし」となるのである。

(4) 小規模宅地等の判定

① 乙取得分

A部分及びB部分の全体が被相続人の居住

用宅地等であり、それを同居親族である乙が取得しているので、乙取得分の全体が特定居住用宅地等となる。

② 丙取得分

A部分及びB部分の全体が被相続人の居住用宅地等であり、被相続人には配偶者及び同居法定相続人がいないため、その他の要件を満たす別居親族である丙取得分の全体が特定居住用宅地等となる。

3. 改正のポイント

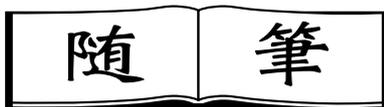
最後に今回の改正のポイントをまとめる。ポイントは、「同居」の範囲が「措置法69条の4③ニイ（同居親族）の規定」と「措置法69条の4③ニロ（別居親族）の規定」とで異なることである。

(1) 措置法69条の4③ニイ（同居親族）の規定でいう同居

一棟の建物で区分所有建物の登記がされていなければ、構造上区分された別の場所に居住していた親族も同居親族となる。

(2) 措置法69条の4③ニロ（別居親族）の規定でいう同居

区分所有建物の登記の有無は関係なく、一棟の建物で構造上区分された独立部分に被相続人と共に起居していた親族が同居親族となる。



山菜のこと

たか はし たつ み
高橋 龍美

私には体にしみついている「味」がある。初春から秋にかけて郷里の秋田・角館の山野に出る「山菜の味」である。

小さい頃から父母に連れられてよく山に出かけた。学校に行く時、竹で作った入れ物に塩を入れ、スカンポの茎を付けて食べたりしていた。

中学生にもなると部活や友達との遊びの方が楽しかったが、それでも山菜採りには一緒に出かけ

た。結構上手になったと思っていたが、父母にはかなわなかった。特に母は目が悪いとか言いながら、山菜だけはよく見えるようで私の倍も採っていた。

雪解けの春は、「ヒロッコ」から始まった。「ヒロッコ」は「アサツキ」のことで、雪混じりの土を掘り起こしてはよく採り、食べた。秋田の県花である「ふきのとう」は田舎では「バツケ」と言うがほとんど食べなかった。

本格的な春を迎えると山菜採りで結構忙しかった。近くの田沢湖高原スキー場周辺の山などでワラビ、コゴミ、ゼンマイ…秋田で「山菜御三家」と言われる「アイコ・シドケ・ホンナ」、そして「生保内筍（根曲がり筍）」と、挙げだしたらキリがないほどの山菜を採っていた。「それは男ゼンマイだから採ったらダメだ」などということも教わった。

夏になるとニウ（ニョウサク）やミズ（ウワバミソウ）を採った。晩夏になるとミズには「子っこ（茎につくムカゴ状の肉芽）」ができるが、これがすこぶる美味かった。

秋はキノコだった。私が採れるのはナメコ、スギワケ（スギヒラタケ）、アミタケ、ナラノキ、ナラタケくらいに限られていた。子供の頃はわからず何でも採ってきていたため、家に戻ると母が「これは食べられない」と言って、半分近く捨てていた。

父は舞茸の採れる場所を2箇所知っていて、その山に私を連れて行ったが、肝心の場所に近づくと私を置いて一人で急峻な山に入ってしまった。

父が亡くなったあと姉から「父さんから舞茸山を聞いたか」と言われた。「麓までは…」と答えたとこころ、かなり叱責された。

東京に来てから山菜採りには行けなくなった。毎春、姉たちから「ウチの場所はまだ健在だよ」と山菜が届くと、いてもたってもいられなかった。そのうち、近郊の山に出かけた。今住んでいる所沢の近辺でもフキ、セリ、ノビルなどが採れる。

妻の田舎の山形で食べるというヒョウ（スベリヒユ）はそこいらにある。義兄のいる長野・上田の山に行けばコシアブラ、ワラビ、ウド、ウルイ、ハナワサビ、タラノメ…たくさん採れた。

しかし、近年は秋田でも山菜やキノコが採れなくなってきたらしい。採れる場所でも「山への立入り禁止」の看板が多くなって来た。そのせいなのか、その反面なのか、スーパーの野菜売り場に山菜が並ぶようになった。きれいにパック詰めされているが、私の知っている山菜とは違う気がする。私の知っている山菜はえぐみや苦みがあって、下ごしらえをすると指先が真っ黒になるものことだ。この「アク」が山菜なのである。本当の山菜の味がなくなっていくのはさみしい。

妻が言う。「もう山菜は採るものじゃなくて買うものになるね」。言う通りである。だからパック詰めのものでも買っている。買ってはいるが、一言言うことにしている。「こういうのって味がないんだよね…」。一言言わないといけないのが、私の体にしみついた「アク」かもしれない。

各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

平成27年3月24日（火）10時30分～11時17分

I 審議事項

1. 支部規則一部改正の件

東京会標準支部規則の一部改正に伴い、日本橋支部規則の一部改正を総会に提案する事を、承認可決した。

改正内容

租税教育に関する事項

補助税理士に関する事項

会員研修の義務化に関する事項

税務支援への従事義務に関する事項

報酬のある公職にある場合の支部会費の免除に関する事項

2. 顧問・相談役会開催の件

4月24日（金）16時00分より北濱で開催すること及び参加者の負担費用について承認可決した。

II 報告事項

1. 相続税フォーラム相談会（2/22）の件
2. 税理士記念日無料相談（2/23）の件
3. 確定申告無料相談（3/3～3/5）の件
4. 各種無料相談担当者の慰労会（3/17）の件
5. 若手弁護士との懇談会（4/14）の件
6. 支部役員旅行（7/5～7/6）の件
7. 東京会からの、委員推薦依頼の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成27年4月21日（火）10時30分～11時45分

I 審議事項

1. 支部経理規定の一部改正及び支部経理取扱要領廃止の件
支部経理規定の一部を改正し、支部経理取扱要領を廃止する事を、承認可決した。
2. 東京会委員推薦の件
東京会委員3名、登録調査委員3名、綱紀委員2名、監察委員3名、税務会計学会員1名を推薦する事を、承認可決した。
3. 公職による支部会費免除申請の件

平山健治郎会員が平成24年7月から3年間、東京国税不服審判所横浜支所審判官に就任、平成27年4月分から平成27年6月分の免除申請である。

以上の議案について議場に諮ったところ承認可決した。

4. 納税貯蓄組合連合会の会員になる件

参加意義、目的、活動内容等を確認し次回以降の幹事に提出する事とした。

II 報告事項

1. 平成26年度各部事業報告及び平成27年度事業計画案について
 2. 平成26年度・27年度支部会計収支報告・予算案について
 3. 登録調査(4/8)の件
 4. 署との拡大定例連絡会(4/13)の件
 5. 日本橋税務懇話会(4/16)の件
 6. 常会(4/17)の件
 7. 法人会主催の絵葉書コンクール表彰の件
 8. 滞納支部会費徴収整理細則制定の件
 9. 新入会員説明会(6/2)の件
 10. 若手弁護士との懇談会(4/14)の件
- ### III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成27年5月12日(火)10時30分～11時46分

I 審議事項

1. 支部規則の一部改正の件
支部規則第40条の2(支部会費の全部又は一部の免除)は、4月27日に本会から改正承認されたものであり、支部総会に上程する事を、承認可決した。なおこの規則は、平成28年4月1日からの施行となる。
2. 滞納支部会費徴収整理細則の制定の件
本会の標準支部規則に則り今回制定するものであり、承認可決した。
3. 平成26年度各部事業報告及び平成27年度事業計画の件
4. 平成26年度・27年度支部会計収支報告・予算案の件
各部事業報告及び事業計画の件は、各部長・各委員長より役員に事前配布した議案書の変更等についての説明を、会計収支報告・予算案の件は経理部長より説明を受け3.4.について承認可決した。

5. 平成26年度支部定期総会の委任状に代理人の氏名の記載がない場合の議決権の行使者の指名の件
委任状の代理人氏名を浅見支部長にすることを、承認可決した。

6. 定期総会(6/17)当日分担確認等の件
定期総会の当日分担について提案どおり承認可決した。

7. 相談役委嘱の件

福本光男本会理事の支部相談役への推薦を支部総会に提案する事を承認可決した。

II 報告事項

1. 東京会委員推薦の件
2. 顧問相談役会(4/24)の件
3. 登録調査(5/11)の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成27年6月2日(火)10時30分～11時15分

I 審議事項

1. 平成27年度定期総会(平成28年6月)日時の件
来年の定期総会の会場は例年通りロイヤルパーホテル開催、日程等については執行部一任とすることを承認可決した。
2. 事務局夏期休暇日程に関する件
事務局の夏季休暇を8月12日(水)から8月14日(金)にすることを承認可決した。

II 報告事項

1. 会計監査報告(5/14)の件
2. 東京会定期総会(6/15)の件
3. 関連団体定期総会出席の件
日本橋優申会(5/21)
日本橋青色申告会(5/25)
日本橋納税貯蓄組合連合会(5/21)
中央区租税教育推進協議会(5/15)
4. 中央地区金融懇話会(5/26)

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成27年7月13日(月)10時30分～11時49分

I 審議事項

1. 定例連絡協議会の開催時期および提案議題の募集の件
① 日本橋税務署との定例連絡協議会は、平成27年10月1日(木)10時30分から12時迄、

会場は東実健保会館に於いて日本橋支部会員全員を対象として開催。

② 中央都税事務所との税務懇談会は、10月に開催予定。京橋支部との三者のため日程は執行部一任。当番支部は日本橋支部。

③ 日本橋税務署及び中央都税事務所に対する質問・要望事項について会員全員を対象に提出依頼。

①～③承認可決した。

2. 八団体合同役員会の件

税務協力八団体開催による役員会を7月29日(水)17時00分から東実健保会館で開催すること及び会費負担を承認可決した。

3. 会費免除申請者の免除期間訂正の件

会費免除申請について、会費免除期間に誤りがあったので正しく訂正する事を承認可決した。

4. 日本橋納税貯蓄組合連合会の会員となる件

会員となる事を賛成多数で承認可決した。

5. 支部長代理順位の件

坂下副支部長、佐々木副支部長、木下副支部長、若狭副支部長の順位とする事を承認可決した。

II 報告事項

1. 東京税理士協同組合支所役員選任の件

2. 支部特定個人情報の取扱いに関する細則制定の件

3. 新入会員業務説明会(6/2)の件

4. 登録調査(6/9)の件

5. 日本橋税務懇話会(6/15)の件

6. 東京税理士会定期総会(6/15)の件

7. 京橋支部定期総会(6/23)の件

8. 関係団体定期総会の件

東京税理士データ通信協同組合(6/9)

モアグリーンゴビ税理士の森基金(6/3)

日本橋関税会(6/9)

公認会計士協会中央会(6/8)

9. 定期総会、懇親会(6/17)の件

10. 青税中央部会総会(7/3)の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

◎常会報告

平成27年4月17日(金)13時00分開始

東実健保会館6階で常会を開催した。

支部長挨拶に続き、各部各委員会報告、理事会

報告の後、会員からの質問・要望等を求めた。

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会と今後の予定》

日 時：平成27年4月14日(火)13:30～16:00

テーマ：「法人税・相続税の書面添付制度について」

講 師：日本橋税務署副署長 大久保 昇一氏

資産課税税部門統括官 坂井 雅貴氏

会 場：日本橋税務署 6階会議室

日 時：平成27年4月17日(金)14:00～17:00

テーマ：「居住用の小規模宅地等の特例

～難解な二世帯住宅をケース別に徹底解剖～」

講 師：税理士 引地 栄二氏(日本橋支部会員)

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成27年6月17日(水)13:30～15:00

テーマ：「世界の紛争地域における現状と日本国憲法」

講 師：NGOヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表

弁護士 土井 香苗氏

会 場：ロイヤルパークホテル2F春海の間

日 時：平成27年7月16日(木)13:00～16:00

テーマ：「平成27年度 税制改正における主要項目の実務上の留意点について」

講 師：税理士 嶋 協氏(東京税理士会神田支部会員)

会 場：日本消防会館 ニッショーホール

※ 第一ブロック合同研修①

日 時：平成27年8月18日(火)13:30～16:30

テーマ：「番号制度(マイナンバー)について」

講 師：税理士 宮本 雄司氏(東京税理士会規制改革・納税環境整備等対策室長)

会 場：東実健保会館 6階ホール

※ ジョイント研修(日本橋支部主催)

日 時：平成27年9月4日(金)18:00～20:00

テーマ：小規模企業向け融資のポイント

「金融機関の着眼点と税理士との連携について」

講 師：日本政策金融公庫東京中央支店

支店長兼国民生活事業統括 堀井 武氏

会 場：日本橋支部会議室

※ 夜間研修

日 時：平成27年9月17日(木)13:00～16:00

テーマ：「マイナンバー制度と税理士業務

～税務行政の変容・税理士の責任・今後の展望～

講師：中央大学商学部教授 酒井 克彦氏
会場：日本消防会館 ニッショーホール
※ 第一ブロック合同研修②

日時：平成27年10月1日(木) 14:00～16:45(予定)
テーマ：「所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及び誤りやすい事項」

講師：日本橋税務署担当官
会場：東実健保会館 6階ホール
日時：平成27年10月13日(火) 13:30～16:30

テーマ：非上場株式に係る税務
講師：税理士 渡邊 正則氏
会場：AP東京八重洲通り
※ ジョイント研修(京橋支部主催)

日時：平成27年11月4日(水) 13:00～16:00(予定)
テーマ：「年末調整説明会」

講師：日本橋税務署・中央区役所担当官
会場：東実健保会館 6階ホール

日時：平成27年11月20日(金) 14:00～17:00
テーマ：平成28年度からの金融税制・証券税制(仮題)

講師：税理士 柴原 一氏
会場：あすか会議室東京日本橋

日時：平成27年12月3日(木) 14:00～17:00
テーマ：「誤りやすい納税義務者の判定について」
～新設法人の留意点～(仮題)

講師：税理士 熊王 征秀氏
会場：あすか会議室東京日本橋

日時：平成28年1月12日(火) 時間未定
テーマ：未定

講師：三遊亭円楽氏
会場：ロイヤルパークホテル東雲の間

日時：平成28年1月18日(月) 14:00～17:00
テーマ：未定

講師：未定
会場：あすか会議室東京日本橋

日時：平成28年2月2日(火) 13:30～16:00(未定)
テーマ：27年分確定申告に当たっての留意事項

講師：日本橋税務署担当官
会場：東京証券会館

《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日時：平成27年4月15日(水) 17:30～19:30
会場：日本橋支部会議室

日時：平成27年5月15日(金) 17:30～19:30
会場：日本橋支部会議室

日時：平成27年6月12日(金) 17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室
日時：平成27年7月17日(金) 17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室
日時：平成27年8月21日(金) 17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

〔厚生部〕

〈野球部〉

平成27年4月から6月までの野球部の活動に関してご報告致します。

4月6日 春季本大会 1回戦 勝

四谷	0	0	1	0	0	0	計1
日本橋	0	3	3	3	0	x	計9

4月6日 春季本大会 2回戦 勝

杉並	0	0	5	計5
日本橋	10	7	0x	計17

4月16日 春季本大会 3回戦 勝

芝	0	0	0	0	0	0	2	計2
日本橋	1	0	0	0	0	1	1x	計3

4月16日 春季本大会 準々決勝 負

麻布	0	0	0	1	0	0	2	計3
日本橋	1	0	0	0	0	0	0	計1

5月8日 第一ブロック 第1戦 勝

日本橋	0	0	1	2	6	5	9	計23
芝	0	1	0	0	0	0	1	計2

6月25日 練習試合 勝

渋谷	0	0	0	0	0	0	0	計0
日本橋	0	0	0	0	0	6	6	計12

上記の通り、東京税理士会の第119回支部対抗野球大会(春季本大会)は3日目まで勝ち上がることができませんでした。この悔しさを忘れず、また秋季大会優勝に向けて頑張ります。

なお、第一ブロックのリーグ戦も始まっていて、こちらは今のところ勝ち続けています。

〈囲碁部〉

従来小林七段から、新しく白江八段にお願いすることになりましたプロ指導を4月9日(木)に初めて開催することができました。

白江八段は、過去にNHKでの解説経験もある有名なプロ棋士です。現役は引退されていますが、各方面で指導されておられます。

従来通り、三面打ちで指導をお願いし、有意義な時間を過ごすことができました。今後も年2回(4月、12月)お願いできる予定ですので、部員で

なくても囲碁に興味のある方は一度覗いてみてください。囲碁の楽しい雰囲気を味わえるかもしれません。

今後は10月22日(木)に秋季支部大会、12月10日(木)にプロ指導を予定しており、上記以外の月は定例の月例会を予定しています。

〈ゴルフ部〉

平成27年4月10日(金)に第298回T.N.G会を相模原ゴルフクラブにて開催しました。当日は快晴のもと24名の参加がありました。成績は下記の通りです。

次の第299回T.N.G.会は、9月3日に泉ントリークラブで開催します。

	氏名	グロス	ハンディ	ネット
優勝	吉村 博一	103	31	72
二位	坂下眞一郎	104	25	79
三位	徳田 益和	89	9	80
ベストグロス	徳田 益和	89 (46・43)		

〈歌舞音曲部〉

歌舞音曲部(通称カラオケ部)では、月に1度の練習会と、年1回の「カラオケ発表会」を行っています。本年は30回目の記念すべき発表会ということで、他の同好会の応援をいただき、盛大に「歌舞音曲部30周年記念発表会」を下記要領で開催します。

チケット持参の方にはお弁当・飲み物付・最後に大抽選会がありますので、会員の皆様とご家族も、友人も誘ってご参集くださいますようお願い申し上げます。

「30周年記念発表会」

日時：平成27年10月17日(土)

開場：午後12時00分(予定)

開演：午後12時30分(予定)

終演：午後5時30分(予定)

会場 中央区立日本橋公会堂 日本橋劇場

中央区日本橋蠣殻町1-31-1

チケット代3,000円(応援のみのかたは遠慮なくご入場ください。)

当日の特別ゲストにサクソフーン演奏の中島諒様とシャンソン歌手葉月よしこ様の出演を予定しておりますので、足を運んでくださいますようお願い申し上げます。(部長 若狭茂雄)

〈テニス部〉

4月27日(月)、品川プリンスホテル内の高輪

テニスセンターで練習会を行いました。参加者は5名。5月の春期テニス大会へ向けての練習です。今回は上級者の参加が多かったことから練習内容はフォーメーションとボレーを中心に行いました。後半は、前半の練習を確認しながら試合形式の練習をしました。

GW明けの5月7日(木)、有明テニスの森庭球場で春季東京税理士会テニス大会が開催されました。春季大会は、秋季大会や支部対抗戦と異なり税理士の妻も参加出来る大会です。参加者は、混合ダブルスチームで三田潤一・岩川由美子組、青木久直・松下いつ子(妻)組、湯本康弘・中島三枝子(妻)組の計3組です。東京税理士会のテニス大会は、午前中に混成4組で予選会を行い、その中で1位から4位までのランクを決めます。午後は予選会で決まったランクをもとにランクごとのトーナメント戦が組まれます。今回は、三田潤一・岩川由美子組が混合ダブルス2位グループ、青木久直・松下いつ子(妻)組が混合ダブルス3位グループ、湯本康弘・中島三枝子(妻)組が混合ダブルス4位グループへと進みました。結果は、三田潤一・岩川由美子組が混合ダブルス2位グループ「準優勝」、青木久直・松下いつ子(妻)組が混合ダブルス3位グループ「優勝」と2チームが入賞することが出来ました。



テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を行っております。練習内容は松岡伴育コーチによる指導のもと初心者からベテランまでレベルにあった練習が出来ます。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は、是非！支部事務局まで連絡下さい。

今後の大会予定

秋季大会：10月2日(金) 予備日：8日(木)

支部対抗戦：11月5日(木) 予備日：12日(木)

〔税務支援対策部〕

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成27年実施日	会場	担当税理士
4月1日(水)	法人会事務局	青木 久直
4月15日(水)	〃	皆平 弘一
5月13日(水)	〃	畑 芳広
6月3日(水)	〃	湯本 康弘
6月17日(水)	〃	河野 拓
7月8日(水)	〃	石川 重文
7月22日(水)	〃	鈴木 久衛

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成27年実施日	会場	担当税理士
4月17日(金)	中小企業相談センター	湯本 康弘
5月12日(金)	〃	伊藤 孝
6月2日(火)	〃	佐藤 嘉光
6月23日(火)	〃	安藤 孝夫
7月14日(金)	〃	野本 徳治

《支部無料税務相談》

平成27年実施日	会場	担当税理士
4月8日(水)	支部事務局会議室	古賀 裕明
5月13日(水)	〃	岩川由美子
6月10日(水)	〃	野村 幸広
7月8日(水)	〃	宮坂 未歩

〔法対策委員会〕

新たに支部役員が決まりましたので、法対策委員を紹介します。

委員長 木下純一副支部長

委員 佐々木則司、若狭茂雄、坂下眞一郎各副支部長、大澤昭人総務部長、福岡敏郎、森一郎、梅田文江、佐藤宗石、佐野典子、増田和弘 各幹事

法対策委員会の目的は、

1. 税理士法改正の推進に関する事項
 2. 税理士制度及び関連する諸制度の法改正等の動向への対応に関する事項
 3. 税政、税務行政等会員の業務に関する法令等の改正要望の実現に関する事項
 4. 税理士制度及び関連する諸制度の施策について日本税理士会連合会、東京税理士政治連盟との連繋に関する事項
- を協議する委員会です。

ご意見は、支部会員全員が提出することができ、受け取ったご意見は、そのまま東京税理士会に提出します。

会員の皆様、是非ご意見を事務局までお寄せ下さい。

情報システム委員が行く！

日本橋支部の会員の皆様に電子申告をしている会員の利用状況を見学させていただいて使い方や便利な点を報告したいと思います。

今日は、日本橋支部の副支部長佐々木先生の事務所にお邪魔させていただきました。

濱川情報システム委員：

こんにちは！

佐々木先生は 電子申告をしていらっしゃるとお聞きしました。電子申告をはじめたのはいつ頃ですか？

佐々木支副支部長：

平成21年3月からですね。もう電子申告を始めて6年になりますね。

濱川情報システム委員：

そうですね、e-taxの開始は平成16年ですから、開始から5年後に取り組み始めたわけですね。

最初に始めた税目は何ですか？

佐々木支副支部長：

まず、自分の確定申告から始めました。

お客様の申告を電子で始めるのは不安があっ

たので、まず自分の確定申告で試しました。

濱川情報システム委員：

導入にあたって注意された事や苦勞された事は、ありますか？

佐々木支副支部長：

申告ソフトは、ミロク情報を使っているので、ミロクの電子申告を使いました。

ミロクのサポートに電話して、教わりましたが、電話で聞くだけでは申告ができませんでした。結局、リモートサービスでサポートの方に操作をしていただいたので、自分で電子申告した実感はなく、最初は紙での申告が楽だとしみじみ思いました。

濱川情報システム委員：

導入してみて、導入前と税理士業務他、日常業務に変化はありましたか？変わった事を教えてください

佐々木支副支部長：

紙で申告していた時に比べて、返却を待たずに電子申告をして月末には申告書の控えを返却し、請求もできるようになりました。

濱川情報システム委員：

確かにリアルタイムで申告の受領通知が来るのが便利ですね。

現在の利用状況を教えてください、(利用税目、年末調整、届出書など)

佐々木支副支部長：

国税では、届出書関係、法定調書、法人税、所得税、消費税、贈与税で利用しています。

地方税では、法人市民税、事業税、償却資産税と事業所税で利用しています。

地方税では、昨年からは給与支払報告書も電子申告を始めました。

ただ紙で出していた時と違い、新入社員の送信漏れをして納税通知が届かないと連絡をもらったりしています。

電子申告は、便利ですが提出について、どう管理するか工夫が必要だと感じています。

濱川情報システム委員：

佐々木支副支部長ありがとうございました。とても参考になりました。

最後に未だ電子申告を初めていない会員に一言お願いします



佐々木支副支部長：

まずは、自分の申告でよいから、とくかくやってみてください。

コンピュータの操作に不安でも、慣れることが大事だと思います。

業務効率化に役立ちますので、不安であれば情報システム委員を活用していただくか、お使いのベンダーにご相談ください。

濱川情報システム委員：

佐々木支副支部長ありがとうございました。コンピュータは苦手そう(すみません...)にお見受けしましたが、eL-taxまで導入されていて驚きました。

また、以前は紙が山積みでしたが、ドキュワークスを使って電子ファイリングもされているせいか、机の周りがスッキリしていますね。モニターも3台あって、ITもできる税理士に見えます(笑)、あっ、失礼しました、ITもできる税理士ですね。

日本橋支部情報システム委員は、支部会員の皆様の電子申告の導入を支援させていただきますので、「導入してみたいが不安だ」「何から始めて良いかわからない」など、支部まで気軽にご相談ください。



支部会員異動のお知らせ

平成27年4月1日～
平成27年7月15日

〈入会〉

4月23日 ^{イタクラミカ}板倉美佳 〒103-0022
日本橋室町3-4-7
ビューリック日本橋室町ビル10階
税理士法人チェスター
電話 6262-3730

4月23日 ^{タカハンコウキ}高橋幸喜 〒103-0014
日本橋蛸殻町
1-32-4-202号
電話 090-2411-0534

4月23日 ^{タナカリョウ}田中涼 〒103-0012
日本橋堀留町2-3-8
田源ビル4階
税理士法人エーピーエス
電話 5643-2775

4月23日 ^{ナカヤママサノリ}中山昌則 〒103-0026
日本橋兜町16-2
MICビル5F
税理士法人わかば経営会
計東京事務所
電話 080-3204-7561

4月23日 ^{ニイヌマトモコ}新沼朋子 〒103-0022
日本橋室町1-6-3
山本ビル別館3階
リーダーズサポート税理士法人
電話 3527-9141

5月21日 ^{ヤマギシシュウジ}山岸秀地 〒103-0027
日本橋3-13-5
KDX日本橋313ビル2階
ベンチャーサポート税理
士法人日本橋オフィス
電話 6265-1681

5月21日 ^{ヤマモトキヨヒコ}山本清彦 〒103-0015
日本橋箱崎町
16-11-1101号
電話 3668-1160

6月24日 ^{イトウマサユキ}伊藤正将 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1858

6月24日 ^{オカモトジュンシ}岡本淳司 〒103-0022
日本橋室町1-7-1
スルガビル7階
AGS税理士法人
電話 6803-6720

6月24日 ^{オオタミワコ}太田美和子 〒103-0026
日本橋兜町16-2
MICビル2F
長谷川正和税理士事務所
電話 5651-5331

7月1日 ^{タネヤマカズオ}種山和男 〒103-0027
日本橋3-8-3
SAKURAbuilding7階C室
電話 3527-9317

〈転入〉

4月1日 ^{シライケイジ}麹町より
白井啓資 〒103-0016
日本橋小網町15-7-402号
電話 090-9702-5255

4月21日 ^{マツダシゲル}麻布より
松田繁 〒103-0023
日本橋本町2-6-7
キュロコ日本橋301号
電話 5643-2246

5月29日 ^{サトウシュウイチ}中野より
佐藤修一 〒103-0025
日本橋茅場町2-11-8
エヌエムシイ税理士法人
経理コンビニ茅場町支店
電話 5643-0880

5月30日 ^{セキグチカツヤ}四谷より
関口勝也 〒103-0023
日本橋本町2-3-15
共同ビル新本町6F

6月2日 ^{コバヤシミツハル}江東西より
小林満春 〒103-0027
日本橋1-18-14
第三正明ビル1F
電話 6262-1333

6月8日 ^{タカハンタダシ}本所より
高橋忠志 〒103-0023

	日本橋本町4-7-10 エイチアールネットビル11階 電話 6262-3551	〈事務所住所変更〉 フジクラ カズ ミ 藤倉 一 巳	〒103-0023 日本橋本町4-1-13-1403
6月8日	本所より タカ ハシ ミチ コ 高橋 典子 同 上	フジクラ ミ ナ コ 藤倉美奈子 スガイ ア リ サ 須貝 亜理沙	同 上 〒103-0013
7月1日	江戸川北より フカ ツ エイ イチ 深津 栄一		日本橋人形町2-10-5 TMAビル5F
	日本橋馬喰町1-1-2 ゼニットビル 税理士法人おおたか 電話 5640-6450	ムラ タ カズ オ 村 田 和 雄 ムラ タ テツ ロウ 村 田 哲 郎 コウ ミ ネ 黄 民 愛	日本橋村田税理士法人 同 上 同 上 〒103-0013
7月1日	立川より シン デ サ ユ リ 新出小百合		日本橋人形町1-18-6 岡野ビル3階
	日本橋本石町3-5-8 須田ビル4階 關場修税理士事務所 電話 6262-1311	チ バ マサ ユキ 千 葉 雅 之	〒103-0007 日本橋浜町2-25-2 チャンピオンタワー10階
7月9日	麻布より フジ エダ マサ オ 藤枝 昌雄	ナガ イ カズ アキ 永 井 和 昭 イシ モト タダ ツグ 石 本 忠 次	同 上 〒103-0023
	日本橋本町2-6-7-1401 電話 5623-5052		日本橋本町1-9-4 メンターキャピタル税理士法人
7月9日	四谷より カシワグマ タカン 柏熊 尚	イシ モト ノブ コ 石 本 信 子 シ ムラ コウ ヘイ 志 村 光 平 タケ ノ ウジ シン ヤ 武野氏伸哉 ツノ ダ ヨシ ユキ 角 田 義 幸	同 上 同 上 同 上 〒103-0014
	日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858		日本橋蛸殻町2-8-11 パークハビオ水天宮前501号室
7月10日	上野より オカ タ ユウ ヘイ 岡田 有平	マエヤマ ナ ツ コ 前山 奈津子	〒103-0026 日本橋兜町16-2MICビル2F
	日本橋堀留町2-3-8 田源ビル4階 税理士法人エーピーエス 電話 5643-2775	クラ ミツ コウ イチ 倉 光 宏 一	長谷川正和税理士事務所 〒103-0023
〈法人入会〉			日本橋本町3-1-6 日本橋永谷ビル207号 電話 6262-1260
4月8日	ニ ホンバシムラ タ セイリ シ ホウジン 日本橋村田税理士法人	ハギ グチ ヨシ ハル 萩 口 義 治	〒103-0013 日本橋人形町1-4-1 内山ビル5階B 電話 6231-0996
	〒103-0013 日本橋人形町2-10-5 TMAビル5F 電話 3661-9831	オ ダ ヒデ トシ 小 田 英 敏	〒103-0025 日本橋茅場町1-13-13 七宝ビルディング7階
6月18日	ゼイリ シ ホウジン ワ カ バケイエイカイケイトウキョウジ ム ショ 税理士法人わかば経営会計東京事務所	ヨシ ダ クニ ヒコ 吉 田 邦 彦 ヨシ ムラ ヒロ カズ 吉 村 博 一	同 上 〒103-0004 東日本橋1-4-3 電話 3864-8055

セキ バ オサム
關 場 修 〒103-0021
日本橋本石町4-5-8
須田ビル4階
電話 6262-1311

マツ ダ カズ ヒコ
松 田 和彦 〒103-0016
日本橋小網町18-20-605

ホン ダ マサ ヒデ
細 田 将秀 〒103-0027
日本橋2-9-4
日本橋C & Iビル8F
電話 3527-9419

イ デ ヒトシ
井 出 仁 同 上

〈法人事務所住所変更〉

税理士法人クレド 〒103-0007
日本橋浜町2-25-2
チャンピオンタワー10階

メンターキャピタル税理士法人
〒103-0023
日本橋本町1-9-4

税理士法人あさひ会計事務所
〒103-0025
日本橋茅場町1-13-13
七宝ビルディング7階

IKP税理士法人

〒103-0027
日本橋2-9-4
日本橋C & Iビル8階
電話 3527-9419

〈転出〉

サ トウ ケン イチ
佐 藤 賢 一 京橋支部へ

ナイ トウ キョウ コ
内 藤 恭 子 麴町支部へ

フク シマ タカ オミ
福 嶋 孝 臣 神田支部へ

ト ヒ キョウ タカ
土 肥 清 隆 麴町支部へ

シモ ダ ヤス ヒロ
下 田 泰 寛 神田支部へ

オ ノ オ ケイ ジ
小 野 尾 啓 二 京橋支部へ

マル オ トモ ヒロ
丸 尾 知 弘 京橋支部へ

コ ヤマ エ ミ
小 山 絵 美 麴町支部へ

カ トウ チ アキ
加 藤 千 秋 京橋支部へ

カニ エ ケン ドウ
蟹 江 乾 道 京橋支部へ

イ シ タ エツ コ
石 田 悦 子 神田支部へ

ナ ナ カ タ カズ ノリ
中 谷 和 規 麴町支部へ

タ ナ カ ヒロ ユキ
田 中 裕 之 武蔵府中支部へ

フ ナ キ ヒサ オ
船 木 寿 夫 京橋支部へ

イ ノ ウ エ タ カ シ
井 上 孝 史 麴町支部へ

ニ シ カ ワ マ サ アキ
西 川 雅 章 杉並支部へ

ヤマ ム ラ ト シ オ
山 村 俊 夫 神田支部へ

コン ドウ タク ヤ
近 藤 卓 也 渋谷支部へ

イ ノ ウ リツ オ
伊 能 律 夫 足立支部へ

ア ダ チ マ サ ノブ
安 達 昌 延 練馬東支部へ

タ カ タク マ
高 橋 琢 磨 荻窪支部へ

ガ ネ コ タク ヤ
我 如 故 卓 也 麴町支部へ

〈退会〉

ゴン ショウ アキ コ
権 正 晶 子 業務廃止

ア オ ヤ マ ア キ ヨ シ
青 山 明 義 業務廃止

ヤ ナギ ハ ラ ナ オ ト
柳 原 直 人 業務廃止

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

ク ドウ サダ オ
工 藤 定 雄 昭和19年11月19日生まれ 70歳
平成27年5月9日死 亡

ワ タ ナベ カ モン
渡 辺 佳 門 昭和9年12月9日生まれ 80歳
平成27年5月21日死 亡

サ トウ マサ ノリ
佐 藤 正 典 昭和36年6月1日生まれ 54歳
平成27年7月9日死 亡

編 集 後 記

先の日本橋支部の総会を終えて、再び浅見支部長をトップとして、新たな活動が開始されました。

広報部としては、メンバーの入れ替えも少なく済み、順調なスタートを切れるはずでしたが、すみません、責任者の私（福岡）が業務過多のため原稿等の手配がスムーズに進

まず、発行予定を大幅に遅れての発刊となりました。次号からは、そのような事態に陥らぬよう、心して参ります。

今後、よろしくお願い申し上げます。

（編集委員）福岡敏郎、佐野典子、結城昌史、鈴木 寛、岩川由美子、増淵俊介、増田和弘、高橋龍美

日本橋税務署は仮庁舎に 移転します

仮庁舎での執務開始は平成27年9月24日(木)です

仮庁舎所在地等

【所在地】

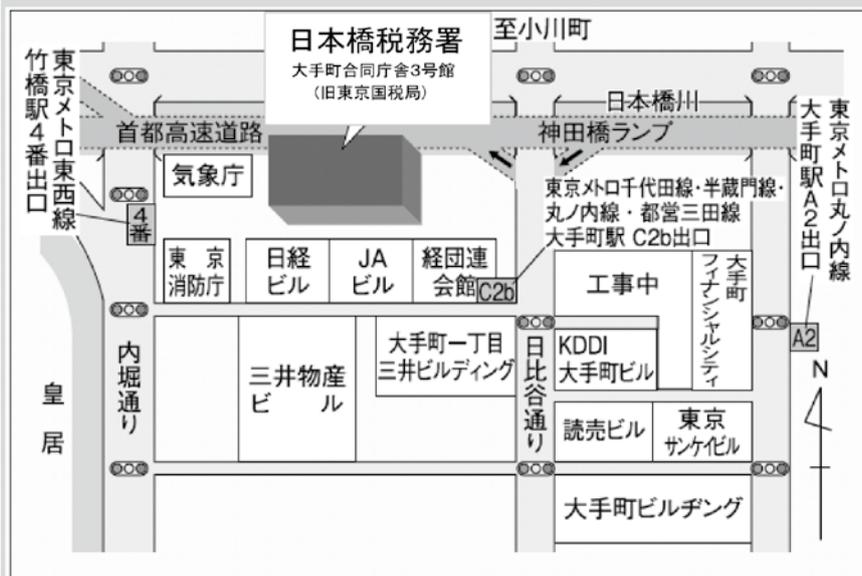
〒100-8184

東京都千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館

【電話番号】

3階・4階

03-6757-6700(代表)



【最寄りの交通機関】

【東京メトロ】

千代田線大手町駅
半蔵門線大手町駅
丸の内線大手町駅
C2b出口 徒歩 3分
丸の内線大手町駅
A2出口 徒歩 6分
東西線竹橋駅
4番出口 徒歩 5分

【都営地下鉄】

三田線大手町駅
C2b出口 徒歩 3分

日本橋税務署

住所 東京都中央区日本橋堀留町2-6-9

TEL 03-3663-8451(代表)

税理士先生とその関与先様のために 様々なご相談にお応えします！



顧問料の集金

- ・報酬自動支払制度
- ・税理士業務支援サービス
※日税ビジネスサービス

不動産の売買仲介

- ・相続・収益物件
- ・物件調査・財産評価
※日税不動産情報センター

生命保険

- ・がん保険・医療保険
(全税共集団料率で保険料が割安)
- ・生命保険コンサルティング
※共栄会保険代行

生保・損保

- ・団体所得補償保険
(全税共団体割引適用)
- ・生命保険コンサルティング
※日税サービス

税理士とその関与先のために



日税グループ

検索

税理士界ひとすじ 信頼と実績で40年 日税グループ



株式会社 日税ビジネスサービス

☎ 0120-155-551



株式会社 共栄会保険代行

☎ 0120-922-752



株式会社 日税不動産情報センター TEL 03-3346-2220
(本社代表)



株式会社 日税サービス

☎ 0120-312-112

日税グループ本社 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F

ご利用いただいていますか、税理士報酬の自動集金システム

報酬自動支払制度

テマ・ヒマ省けて経費も節減 未集金ゼロで、事務所の経営力強化!

人手不足で毎月定期的に税理士報酬の集金に行くことができない、あるいは時々集金を忘れ未収金がたまってしまふ、集金の途中で事故にあつた…等、税理士報酬の集金をめぐる様々なトラブルを未然に防ぐのが、この制度の大きな利点。

関与先一件からでもご利用いただけますので、是非ご活用ください。



《特長》

- ①集金の手間が省けます。
- ②集金に要する人件費や交通費などの諸経費が節減できます。
- ③振込手続や小切手の振出が不要なため、関与先の手間も削減。
- ④組合員には台帳代わりになる「振込明細書」が毎月送られますので、売上・売掛が一目でわかります。

《ご利用方法》 下記の二つの方式から選べます。※表示金額には消費税は含まれておりません。

POST 郵送型

《特長》

- 1) 手軽に始められるシンプルなシステムです。
- 2) 登録データ及び変更データは所定の帳票に記載し、郵送するだけですみます。
- 3) 毎月お届けする明細書は、台帳代わりにご利用いただけます。
- 4) e-NETへの移行も簡単です。

《利用料金》

- 口座振替請求手数料
関与先 1 件あたり、1 請求につき 335 円
基本手数料、請求手数料、口座振替依頼書、変更手数料、振込手数料、請求明細書作成費など、すべてのサービスを含んだ費用です。
- オプション/「振替のお知らせ」通知
関与先 1 件あたり、郵送 1 回につき 55 円
ハガキ作成費、郵送料を含んだ費用です。

e-NET オンライン型

《特長》

- 1) インターネットを活用したシステムです。
- 2) セキュリティも万全です。
- 3) 請求書の発行から台帳の作成まで、一貫したサービスをご提供いたします。
- 4) 新たなソフトの購入やインストールは不要です。

《利用料金》

- 基本料：1,800円/月
(5日と28日両方の振替日を利用される場合は月額2,100円)
- 口座振替請求手数料
関与先 1 件あたり/1 請求につき 240 円
- オプション/「振替のお知らせ」通知
POST方式と同一です

お問い合わせ・資料請求先 **(株)日税ビジネスサービス** TEL 03(3345)0888

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL. 03(5363)2011(代)

支部定期総会より



▲日本橋支部表彰受賞者(東京会中村副会長を囲んで)
(税理士業務に25年以上従事し、65歳以上)



▲長寿祝受賞者(荒木慶幸会員)
(満80歳、支部入会から満20年を超える者)



▲事務所職員表彰



▲定期総会前の研修会(弁護士 土井香苗氏)



▲定期総会後の懇親会



▲新役員披露



◀八団体賀詞交歓会・
支部長挨拶
27.7.29
東実健保会館



▲新入会員歓迎会 27.6.2 支部会議室